

# 仕 様 書

1 件名

永谷地区センター 電気温水器更新修繕

2 発注部署

港南区地域振興課

3 担当者

石附・菅野 電話 8 4 7 - 8 3 9 4

4 履行期限

令和 6 年 3 月 31 日

5 部分払い

なし

6 履行場所

永谷地区センター（横浜市港南区芹が谷5-47-5）

7 用 途

施設維持管理

8 業務内容

次の業務を行うこと。

- (1) 永谷地区センター 電気温水器更新修繕を行う。
- (2) 作業終了後は、写真付きの報告書を提出すること。
- (3) 業務内容内訳は、下表のとおりとする。

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価		金 額	
				(円)	(円)		
<b>1 電気温水器</b>							
ラビット式電気温水器 ※送料込み	2000 三相 200 V 3.1KW ES- 200RB-T	1	台				
<b>2 電気配線</b>							
600V ビニル絶縁電線	IV 22sq(赤)	3	m				
600V ビニル絶縁電線	IV 22sq(白)	3	m				
600V ビニル絶縁電線	IV 22sq(青)	3	m				
600V ビニル絶縁電線	IV 14sq(緑)	3	m				
ビニル被覆金属製可とう電線管	PV30	2	m				
ビニル被覆金属製可とう電線管	PV17	3	m				
<b>3 既設撤去配管・電気温水器撤去</b>							
既設電気温水器撤去		1	式				
既設電気温水器撤去		1	式				
同上 産廃処分費		1	式				

4 新設配管・電気温水据付					
新設電気温水器搬入据付		1	式		
新設配管		1	式		
<b>5 保温</b>		1	式		
<b>6 消耗品雑材料費</b>		1	式		
<b>7 交通費</b>		1	式		
<b>8 現場雑費</b>		1	式		
<b>9 現場管理費</b>		1	式		
<b>10 諸経費</b>		1	式		
<b>11 法定福利費</b>		1	式		
小計					
消費税及び地方消費税相当額					
委託代金					

#### 9 必要事項の規定

受託者は、委託業務の実施にあたり、必要な事項を定めること。

#### 10 委託料について

(1) 委託者は、委託業務に必要な経費を、受託者に支払うものとする。経費内訳については、別添設計書のとおりとする。

(2) 委託料の用途が不相当と認められるときは、委託者は、受託者に対して委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。

#### 11 実績報告について

行った業務の状況が分かる業務報告書を、委託期間終了後2週間以内に提出すること。

#### 12 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務上必要な事項については、本市と協議し、行うものとする。

また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈については、本市と協議の上解決するものとする。